

芝山町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定

芝山町（以下「甲」という。）と社会福祉法人芝山町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、芝山町災害ボランティアセンター（以下、「災害VC」という。）の設置及び運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、芝山町地域防災計画に基づき行う、災害VCの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（災害VCの設置等）

第3条 甲は、芝山町災害対策本部を設置し、災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、乙と協議の上、災害VCを設置し、乙はその運営に携わるものとする。

（災害VCの設置場所）

第4条 災害VCの本部事務所は、芝山町福祉センターに設置する。ただし、周辺の状況により設置が困難な場合は、町長の判断により変更できるものとする。

（災害VCの運営）

第5条 災害VCは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、災害VCの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（災害VCの業務）

第7条 災害VCは、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 被災情報の把握
- （2） ボランティアニーズの把握
- （3） 災害ボランティアの募集、受付

- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) 災害VC及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 芝山町災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ア 被災状況・避難情報
 - イ インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ウ ボランティアによる支援活動の状況
 - エ 特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - オ その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、災害VCの活動に必要な業務
(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 災害VCの拠点設置費用等や運営に係る人件費、応援職員旅費について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

(災害VCの閉鎖)

第11条 災害VCの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア活動保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙に災害VCの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えた災害VC機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、災害V Cの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 千葉県山武郡芝山町小池992番地
芝山町
芝山町長 相川勝重

乙 千葉県山武郡芝山町飯櫃126番地1
社会福祉法人 芝山町社会福祉協議会
会長 木川優陽